

事 務 連 絡

平成21年2月19日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、平成20年1月から平成20年12月までに下記の33品目が検定対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例の適用を受け、消防法第21条の9の規定に基づく表示が付され、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

また、基準の特例を適用した検定対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「㊧」のマークを見やすい箇所に容易に消えないように表示することとしています。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県管内の市町村に対し、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 泡消火薬剤（消防法施行令（以下「令」という。）第37条第3号）関係

（主な特例項目：使用濃度）

（1）基準の特例適用品

ア 水成膜泡消火薬剤（1%型）

（ア） 申請者 DIC株式会社

（イ） 種 別 泡消火薬剤

（ウ） 型 式 水成膜泡（大容量泡放水砲専用） 1%（-5℃～+30℃）

（エ） 型式番号 泡第20～1号

（2）概要

ア 「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和50年自治省令第26号）第17条（現在は第23条）の規定に基づき、基準の特例を受けた水成膜泡消火薬剤である。

イ 泡消火薬剤に水を加え、1容量パーセントの濃度にして使用するものである。

ウ 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の告示基準を満足するもので、大容量泡放水砲用

のものである。

2 消防用ホース（令第37条第4号）関係①

（主な特例項目：呼称）

（1）基準の特例適用品

ア 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）

（ア）申請者 日本機械工業株式会社

（イ）種別 消防用ホース

（ウ）型式 使用圧1.4、ゴム引き（ダブル）（大容量泡放水砲用）、呼称300（内とう ポリエステル、ポリエステル・ポリエステル綾織、円織）（外とう ポリエステル・ポリエステル綾織、円織）

（エ）型式番号 コ第20～44号

イ 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）

（ア）申請者 日本機械工業株式会社

（イ）種別 消防用ホース

（ウ）型式 使用圧1.6、ゴム引き（ダブル）（大容量泡放水砲用）、呼称150（内とう ポリエステル・ポリエステル綾織、円織）（外とう ポリエステル・ポリエステル綾織、円織）

（エ）型式番号 コ第20～45号

（2）概要

ア 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）第49条（現在は第54条）の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が150、300もので、ジャケットの内面及び外面が合成樹脂のものである。

ウ ポンプから大容量泡放水砲等に大量の水等を送水することができるもので大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものである。

3 消防用ホース（令第37条第4号）関係②

（1）基準の特例適用品

ア 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）

（ア）申請者 帝国繊維株式会社

（イ）種別 消防用ホース

（ウ）型式 使用圧1.0、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称250（ポリエステル・ポリエステル綾織、円織）

（エ）型式番号 コ第20～2号

イ 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）

（ア）申請者 櫻護謨株式会社

（イ）種別 消防用ホース

(ウ) 型式 使用圧 1. 3、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称 300（ポリエステルワラント・ポリエステルワラント綾織、円織）

(エ) 型式番号 コ第 20～6 号

ウ 消防用ゴム引きホース（大容量泡放水砲用）

(ア) 申請者 櫻護謨株式会社

(イ) 種別 消防用ホース

(ウ) 型式 使用圧 1. 5、ゴム引き（大量送水用・合成樹脂被覆）、呼称 200（ポリエステルワラント・ポリエステルワラント綾織、円織）

(エ) 型式番号 コ第 20～11 号

(2) 概要

ア 「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和 43 年自治省令第 27 号）第 49 条（現在は第 54 条）の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が 200、250、300 もので、ジャケットの内面及び外面がゴムまたは合成樹脂のものである。

ウ ポンプから大容量泡放水砲等に大量の水等を送水することができるもので大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものであり、ウォーターハンマー等の衝撃圧力が加わらないことを前提に、ホースの耐圧試験圧力を低減しているものである。

4 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（令第 37 条第 6 号）関係

（主な特例項目：構造、呼称）

(1) 基準の特例適用品

ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大容量泡放水砲用）

(ア) 申請者 ヨネ株式会社

(イ) 種別 差込式結合金具

(ウ) 型式 呼称 200（大量送水用 J ストーズ型）

(エ) 型式番号 差第 20～1 号

イ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大容量泡放水砲用）

(ア) 申請者 東京サイレン株式会社

(イ) 種別 差込式結合金具

(ウ) 型式 呼称 300（大量送水用 J ストーズ型）

(エ) 型式番号 差第 20～2 号

ウ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大容量泡放水砲用）

(ア) 申請者 日本機械工業株式会社

(イ) 種別 差込式結合金具

(ウ) 型式 呼称 300（大容量泡放水砲用 ストーズ型）

(エ) 型式番号 差第 20～3 号

エ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具（大容量泡放水砲用）

- (ア) 申請者 日本機械工業株式会社
- (イ) 種 別 差込式結合金具
- (ウ) 型 式 呼称150 (大容量泡放水砲用ストーズ型)
- (エ) 型式番号 差第20～4号

(2) 概要

- ア 「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」 (平成4年自治省令第2号) 第18条 (現在は第21条) の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 呼称が150、200、300のもので、受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にひねりながら着脱する方式の結合金具である。
- ウ 受け口と差し口の区別が無いいため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
- エ 大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものである。

5 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具 (令第37条第6号) 関係①

(主な特例項目：使用圧)

(1) 基準の特例適用品

- ア 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具 (呼称25、使用圧2.0)
 - (ア) 申請者 株式会社横井製作所
 - (イ) 種 別 ねじ式結合金具
 - (ウ) 型 式 差し口 呼称25
 - (エ) 型式番号 ね第20～1号
- イ 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具 (呼称30、使用圧2.0)
 - (ア) 申請者 株式会社横井製作所
 - (イ) 種 別 ねじ式結合金具
 - (ウ) 型 式 差し口 呼称30
 - (エ) 型式番号 ね第20～2号

(2) 概要

- ア 「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」 (平成4年自治省令第3号) 第16条 (現在は第25条) の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 「易操作性1号消火栓の操作性等に係る評価基準の一部改正について (通知)」 (平成16年12月24日付け消防予第259号) により、「易操作性1号消火栓の操作性等に係る評価基準」に放水反力の基準が追加されたことに伴い、呼称が25又は30で使用圧2.0の消防用ホースが基準の特例適用品として販売等に供されることになったことを受け、従来より高い水圧に対応できるように使用圧を高めたものである。

6 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（令第37条第6号）関係②

（主な特例項目：構造）

（1）基準の特例適用品

消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（大容量泡放水砲用）

- （ア） 申請者 ヨネ株式会社
- （イ） 種 別 ねじ式結合金具
- （ウ） 型 式 呼称200（吸管用）（大容量泡放水砲用Jストーズ型）
- （エ） 型式番号 ね第20～3号

（2）概要

ア 「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成4年自治省令第3号）第16条（現在は第25条）の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 呼称が200もので、受け口と差し口の双方が同一形状を有し、相互にひねりながら着脱する方式の吸管用結合金具である。

ウ 受け口と差し口の区別が無いため、消防用吸管の接続作業が容易に行えるものである。

エ 大容量泡放水砲用防災資機材として使用するものである。

7 閉鎖型スプリンクラーヘッド（令第37条第9号）関係①

（主な特例項目：散水分布）

（1）基準の特例適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド（r2.8）

- （ア） 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- （イ） 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- （ウ） 型 式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）
- （エ） 型式番号 ス第20～10号

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド（r2.8）

- （ア） 申請者 千住スプリンクラー株式会社
- （イ） 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- （ウ） 型 式 可溶片型C96、呼称15（標準r2.8、下向き）
- （エ） 型式番号 ス第20～12号

ウ 閉鎖型スプリンクラーヘッド（r2.8）

- （ア） 申請者 ニッタン株式会社
- （イ） 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- （ウ） 型 式 可溶片型C72、呼称15（標準r2.8、下向き）
- （エ） 型式番号 ス第20～15号

エ 閉鎖型スプリンクラーヘッド（r2.8）

- （ア） 申請者 ヤマトプロテック株式会社

- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型式番号 ス第20～16号

オ 閉鎖型スプリンクラーヘッド (r2.8)

- (ア) 申請者 株式会社初田製作所
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型式番号 ス第20～18号

カ 閉鎖型スプリンクラーヘッド (r2.8)

- (ア) 申請者 ヤマトプロテック株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型式番号 ス第20～24号

キ 閉鎖型スプリンクラーヘッド (r2.8)

- (ア) 申請者 株式会社初田製作所
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型式番号 ス第20～25号

ク 閉鎖型スプリンクラーヘッド (r2.8)

- (ア) 申請者 宮田工業株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型式番号 ス第20～29号

ケ 閉鎖型スプリンクラーヘッド (r2.8)

- (ア) 申請者 株式会社立売堀製作所
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型式番号 ス第20～30号

コ 閉鎖型スプリンクラーヘッド (r2.8)

- (ア) 申請者 株式会社立売堀製作所
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型式番号 ス第20～31号

サ 閉鎖型スプリンクラーヘッド (r2.8)

- (ア) 申請者 ニッタン株式会社
- (イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- (ウ) 型 式 可溶片型C96、呼称15 (標準r2.8、下向き)
- (エ) 型式番号 ス第20～32号

シ 閉鎖型スプリンクラーヘッド (r 2. 8)

(ア) 申請者 宮田工業株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド

(ウ) 型 式 可溶片型C 9 6、呼称1 5 (標準 r 2. 8、下向き)

(エ) 型式番号 ス第2 0～3 3号

(2) 概要

ア 「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」 (昭和4 0年自治省令第2号) 第1 6条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能が1 種のものより高感度に設定しており、有効散水半径を2. 8メートルとするものである。

8 閉鎖型スプリンクラーヘッド (令第3 7条第9号) 関係②

(主な特例項目：放水量、散水分布)

(1) 基準の特例適用品

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッド (住宅用)

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド (住宅用)

(ウ) 型 式 1種 可溶片型C 7 2 (標準 r 2. 6、下向き)

(エ) 型式番号 ス第2 0～1 9号

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッド (住宅用)

(ア) 申請者 ヤマトプロテック株式会社

(イ) 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド (住宅用)

(ウ) 型 式 1種可溶片型C 7 2 (標準 r 2. 6、下向き)

(エ) 型式番号 ス第2 0～2 8号

(2) 概要

ア 「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」 (昭和4 0年自治省令第2号) 第1 6条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 住宅用専用として使用され、閉鎖型スプリンクラーヘッドの感知性能を高感度に設定し、有効散水半径を2. 6メートルとするものである。

ウ 最低使用圧力が0. 0 5メガパスカルにおいて3 0 l/m i nを確保したものである。

9 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置 (令第3 7条第1 0号) 関係①

(主な特例項目：構造)

(1) 基準の特例適用品

ア 予作動式 (負圧湿式) の流水検知装置

(ア) 申請者 株式会社栗本鐵工所

(イ) 種 別 流水検知装置

(ウ) 型式 予作動式(負圧湿式)、開放型100(10K、縦)

(エ) 型式番号 流第20～1号

イ 予作動式(負圧湿式)の流水検知装置

(ア) 申請者 株式会社栗本鐵工所

(イ) 種別 流水検知装置

(ウ) 型式 予作動式(負圧湿式)、開放型80(10K、縦)

(エ) 型式番号 流第20～14号

ウ 予作動式(負圧湿式)の流水検知装置

(ア) 申請者 株式会社栗本鐵工所

(イ) 種別 流水検知装置

(ウ) 型式 予作動式(負圧湿式)、開放型150(10K、縦)

(エ) 型式番号 流第20～15号

(2) 概要

ア 「流水検知装置の技術上の規格を定める省令」(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 予作動式(負圧湿式)の流水検知装置については、一次側に加圧水等を満たし、二次側に水等を満たし、かつ、負圧(大気圧より低い圧力)状態にあり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

ウ 予作動式(負圧湿式)の流水検知装置は、規則第13条の6第1項に掲げる「乾式又は予作動式の流水検知装置」には該当しないものである。

10 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置(令第37条第10号)関係②

(主な特例項目:構造)

(1) 基準の特例適用品

予作動式(湿式)の流水検知装置

(ア) 申請者 千住スプリンクラー株式会社

(イ) 種別 流水検知装置

(ウ) 型式 予作動式(湿式)、開閉型100(10K、縦)

(エ) 型式番号 流第20～23号

(2) 概要

ア 「流水検知装置の技術上の規格を定める省令」(昭和58年自治省令第2号)第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 予作動式(湿式)の流水検知装置については、一次側及び二次側に加圧水又は加圧泡水溶液(以下「加圧水等」という。)を満たした状態であり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

ウ 予作動式(湿式)の流水検知装置は、規則第13条の6第1項に掲げる「乾式

又は予作動式の流水検知装置」には該当しないものである。

1 1 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（令第37条第10号）関係③

（主な特例項目：構造）

（1）基準の特例適用品

予作動式（湿式）の流水検知装置

（ア）申請者 能美防災株式会社

（イ）種別 流水検知装置

（ウ）型式 予作動式（湿式）K50、開閉型40（10K、縦）

（エ）型式番号 流第20～45号

（2）概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 予作動式（湿式）の流水検知装置については、一次側及び二次側に加圧水又は加圧泡水溶液（以下「加圧水等」という。）を満たした状態であり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、かつ、閉鎖型スプリンクラーヘッド等が開放した場合に弁が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

ウ 予作動式（湿式）の流水検知装置は、規則第13条の6第1項に掲げる「乾式又は予作動式の流水検知装置」には該当しないものである。

1 2 スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁（令第37条第11号）関係

（主な特例項目：構造）

（1）基準の特例適用品

電動型の一斉開放弁

（ア）申請者 ホーチキ株式会社

（イ）種別 一斉開放弁

（ウ）型式 電動型100（10K、縦横両用）

（エ）型式番号 開第20～7号

（2）概要

ア 「一斉開放弁の技術上の規格を定める省令」（昭和50年自治省令第19号）第7条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 一斉開放弁の二次側圧力を設定した許容圧力範囲に維持するため弁の開度を調整可能なものである。

総務省 消防庁 予防課 担当：加藤 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--